

議案第九十七号

港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例

港区立幼稚園入園料及び保育料条例（昭和二十二年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

港区立幼稚園の保育料に関する条例

第二条の見出しを「（保育料）」に改め、同条中「入園料、」を削る。

第三条の見出し中「保育料等」を「保育料」に改め、同条中「入園料、」を削り、「保育料等」というを「保育料」と総称するに改める。

第四条（見出しを含む。）中「保育料等」を「保育料」に改める。

第五条の見出し中「保育料等」を「保育料」に改め、同条中「保育料等は」を「保育料は、」

に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

各月初日の在籍幼児の 属する世帯の階層区分		保育料（月額）		子育てサポート保育料			
				年間利用（月額）		一時利用 （日額）	
階層 区分	定 義	第1子の幼児	第2子以 降の幼児	第1子の幼児	第2子以 降の幼児		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	2,100 3月分のみ1,660	0	2,100 3月分のみ1,660	0	650
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	3,100 3月分のみ3,050	0	3,100 3月分のみ3,050	0	650
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超える世帯	6,200 3月分のみ6,100	0	6,200 3月分のみ6,100	0	650

備考

- この表において「年間利用」とは年度を単位とする利用を、「一時利用」とは日を単位とする利用をいう。
- この表において「第1子の幼児」とは、「第2子以降の幼児」に該当しない幼児をいう。
- この表において「第2子以降の幼児」とは、次に掲げる幼児その他これらに準ずる幼児として委員会規則で定める者をいう。
 - 生計を一にする世帯に属する2人以上の幼児の保育を委託している場合における当該幼児のうち最年長の幼児以外の幼児（最年長の幼児が2人以上いる場合は、そのうち1人を除く幼児を含む。）
 - 保育を委託している幼児の兄又は姉（当該幼児と生計を一にする世帯に属する者に限る。）1人以上が小学校の第1学年から第3学年までに在学している場合における当該幼児
- この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、委員会規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 月の途中で入園し、又は利用を開始した幼児の属する世帯の当該月の階層区分については、当該入園し、又は利用を開始した日における在籍幼児の属する世帯の階層区分とする。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

付 則

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の港区立幼稚園の保育料に関する条例別表の規定は、施行日の属する月分以後の保育料及び子育てサポート保育料から適用する。

（説明）

子ども・子育て支援新制度への移行を踏まえ、保育料を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。